

## 益田市告示第169号

益田市日本遺産関連事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年5月26日

益田市長 山本浩章

### 益田市日本遺産関連事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本遺産「中世日本の傑作 益田を味わう 一地方の時代に輝き再び」(以下単に「日本遺産」という。)を活かした地域活性化を図ることを目的として、日本遺産に関連する事業を実施する団体等に対し予算の範囲内で交付する益田市日本遺産関連事業補助金(以下「補助金」という。)について、益田市補助金等交付規則(平成9年益田市規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、益田市協働のまちづくり推進条例(令和2年益田市条例第3号)第2条第2号から第8号までに掲げるものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業であって、市民等が日本遺産について見識を深め、若しくは益田への愛着と誇りを育み、又は地域の活性化に資するものとする。

- (1) 日本遺産の構成文化財を活用した事業
- (2) 日本遺産のストーリー等を普及する事業
- (3) 日本遺産を活用した持続可能なまちづくりに寄与する事業
- (4) その他日本遺産を活かした地域活性化に関する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた事業で、補助対象者が同一のもの
- (2) 宗教的活動を目的とするもの
- (3) 政治的活動を目的とするもの
- (4) その他活動が公序良俗に反し、市長が不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業が販売等の収益を伴うものである場合の補助対象経費は、当該販売等において本来補助対象者が負担すべき額を控

除した額とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から寄附金その他の収入を控除した額とし、1申請当たり10万円を上限とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数金額が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、益田市日本遺産関連事業補助金交付申請書(様式第1号)に事業計画書(様式第2号)、収支予算書(様式第3号)その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか補助金の交付に係る手続については、規則に定めるところによる。

(財産処分の制限期間)

第7条 規則第15条第2項の市長が定める期間は、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府令・郵政省令・自治省令第6号)別表に定める処分制限期間に相当する期間とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和4年5月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

## 別表（第4条関係）

区分	対象経費
報償費	外部講師、専門家等への謝礼（補助対象者の構成員に対するものを除く。）
旅費	外部講師、専門家等の招聘に関する交通費、宿泊費等
需用費	チラシ等の印刷製本費、図書の購入費、食糧費（真に必要と認められる必要最小限のものに限る。）、消耗品費等
役務費	電話料、郵券料、運搬等に係る経費、行事保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、物品の賃借料等
負担金	研修参加費等
備品購入費	活動に継続して使用する備品購入費
原材料費	活動に使用する材料費
その他	前各項に定めるもののほか、事業の実施に必要と認められる経費